

令和2(2020)年度 東京地域芸術文化助成(三次募集) 公募開始のお知らせ

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京では、東京の芸術文化の魅力を向上させ、世界に発信していく創造活動や、地域の文化の振興、社会や都市の様々な課題に取り組む芸術活動を支援しています。

このたび、令和2(2020)年度 東京地域芸術文化助成(三次募集)の公募を開始しました。

「東京地域芸術文化助成(三次募集)」

申請書類提出締切日は2020年8月17日(月)消印有効です。

「東京地域芸術文化助成」では、東京を拠点とする芸術団体、保存会、継承団体等が実施する、東京都内の無形民俗文化財を活用した地域の文化の振興に資する公演活動等や、特定の地域における文化資源を活用した事業に対して、経費の一部を助成します。

なお申請事業の採択後に、新型コロナウイルス感染拡大防止のために事業内容の変更をせざるを得なくなった場合には、その都度ご相談に応じます。

■対象期間

2020年10月1日以降に開始し、2021年3月31日までに終了する活動

■対象となる活動内容

(1) 無形民俗文化財活用事業(事業の実施場所:東京都内又は海外)

東京を活動拠点とする保存会、継承団体、芸術団体等が主催(※1)する、東京都内の無形民俗文化財(※2)を活用した地域の文化の振興に資する公演活動及び映像等による発信活動。

※1 海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること。

※2 対象となる無形民俗文化財の範囲は、国又は地方公共団体が指定した無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(いわゆる「記録選択」とします)。

(2) 地域文化資源活用事業(事業の実施場所:東京都内)

東京を活動拠点とする芸術団体、民間の劇場・アートスペース、中間支援団体等が主催する、東京都内の特定の地域の文化資源を活用する事業であり、その地域の魅力を国内外に発信・普及することに強く貢献し、文化拠点の形成、ひいては地域の観光振興・成長戦略にも寄与する効果が期待できる文化事業が対象となります。ただし、町会や商店会の主催する一般的な祭りやイベントを除きます。

■助成金額(上限額)

助成対象経費の2分の1以内で、かつ50万円を上限額とします。

*当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に勘案して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(助成方針)

無形民俗文化財活用事業の審査においては、実現性に加え、継承性、地域性の観点を重視します。地域文化資源活用事業の審査においては、実現性に加え、地域性、発信力、継続的発展性の観点を重視します。

※詳細は公募ガイドラインをご覧ください。ガイドライン、申請書等は下記ウェブサイトからダウンロードできます。

www.artscouncil-tokyo.jp

●アーツカウンシル東京

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組めます。また、オリンピック・パラリンピックが開催される東京を文化の面から盛り上げるプログラムを「Tokyo Tokyo FESTIVAL」として展開しています。

<本リリースに関するお問い合わせ>

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 広報担当: 糸園、圓城寺
TEL: 03-6256-8432 E-mail: press@artscouncil-tokyo.jp